

4 度目の逮捕を受けて、ご関係の皆様方へ

本日 11 月 12 日、元職員が 4 度目の逮捕をされました。在職中の 2019 年 3 月上旬にグループホームにて、これまでの逮捕とは別の入所者が暴行を受け、大けがを負わせたことで急性汎発性腹膜炎を引き起こし、お亡くなりになったことが今回の傷害致死での逮捕容疑とされています。このグループホームを運営する法人として、被害に遭われた方とそのご親族に心よりお詫び申し上げます。入所している方が住まいとして安心して生活できる場所であるべきグループホームで暴力行為が繰り返し行われたことは、あってはならないことであり、被害に遭われた方、利用者の方の心中を思うと、申し訳ない気持ちを深く感じています。

昨年 12 月 4 日にこの元職員が逮捕された後、今年になり 1 月 14 日に再逮捕、3 月 9 日に再々逮捕へと続きました。その後の 1 回目と 2 回目の逮捕容疑である元入所者お二人への傷害の疑いで起訴され名古屋地方裁判所にて裁判が行われました。9 月 30 日に元職員は、懲役 2 年 4 か月の実刑判決を受けました。この傷害事件では、これまで皆様に変なご心配とご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

私たちは、これまで同様に警察・検察には全面的に協力し、真相究明に取り組んでいきます。また、原因究明と再発防止のために立ち上げた第三者検証委員会は、これまでに 12 回開催しており、何故気づけなかったのか当時の状況の検証をすすめて、再発防止に向けた提言を含む報告書をまとめています。

法人内では、役職員研修の実施や虐待防止委員会、虐待防止推進会議を設置し権利擁護への意識を高め、不適切な介護・支援の撲滅に向けた取り組みを展開しています。

再びご信頼を寄せていただくまでの道のりは厳しいものと承知しております。法人一丸となって努力してまいりますので、何卒その道のりを引き続きお見守りいただきますようお願い申し上げます。

2021年(令和3年)11月12日

社会福祉法人愛光園
理事長 日高 啓治